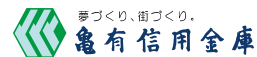


お客様各位

令和6年4月



## マイナンバーの預貯金口座付番にご協力ください

令和6年4月1日（月）より、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、口座管理法）」に基づく預貯金口座への個人番号（以下、マイナンバー）付番が開始されます。

対象業務	業務開始時期
① 自金融機関口座への付番	令和6年4月1日（月）
② 他金融機関口座への付番	令和7年3月予定
③ 相続時・災害時の口座照会	
④ 本人情報の最新化	

\*法令上、お客様に金融機関に届け出る義務はありません。

ご希望の場合のみ申し出てください。

\*届け出て頂いたマイナンバーは、利子所得等に関する支払調書の作成や金融機関が破綻した場合の預金額の把握、生活保護法第29条の資料提出等、法令に基づいて口座を特定する場合に利用されます。

### マイナンバー付番にあたり必要な書類等

預金口座へのマイナンバー付番には店頭でマイナンバーの届出を頂く必要があります。

届出に際し①、②、③のいずれかの書類をご用意ください。

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード（\*1）と顔写真ありご本人さま確認書類1種類（\*2）
- ③ 通知カード（\*1）と顔写真なしご本人さま確認書類2種類（\*3）

\*1 通知カードに記載の住所・氏名に変更がある場合には受付できません。

その場合は、マイナンバーの記載がある住民票の写し（発行後6か月以内のもの。地方公共団体から発行された原本）をご用意ください。

\*2 運転免許証（または2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書）、在留カード等。

\*3 健康保険証、住民票の写し（発行後6か月以内のもの。地方公共団体から発行された原本）等。